

天草医学会雑誌投稿規定

(2011年10月改定)

論文内容：本誌は天草郡市医師会会員の臨床研究と症例を主として発表し、当郡市の医学研究資料とする。

投稿資格：本医師会会員あるいは特別会員であることを原則とするが、非会員の著作であっても、編集委員会において、この地域に関連があり、本医師会の学術向上に資するものと判断された場合、掲載を認めることがある。

著作権：論文が受理された場合、その著作権および版權を本会に委譲することを承諾したものとみなす。

プライバシー保護：患者のプライバシー保護については、本学会の「医学論文及び学術集会研究会発表時の症例報告を含む患者のプライバシー保護に関する指針」(別記)を遵守すること。

論文形式：原稿は、ワードプロセッサを用い、A4判縦用紙に、横書き、新かなづかいとする。原稿用紙を用いたものであっても良い。図、表：図は原図を提出し、表は原則として横罫とする。

表紙に、タイトル、所属、著者名、責任者の住所、概要をすべて英文で。

タイトル、所属、著者名（日本語）

I はじめに（緒言）

II 症例、研究（対象、成績など）

III 考察

IV まとめ（結語）

参考文献

責任者の住所（日本語）

論文の校正：著者による校正は原則として初校のみとする。

連絡先：〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1078番地2

Tel (0969) 22-2309

天草郡市医師会事務局内（天草医学会雑誌編集部）

天草郡市医師会・天草医学会 医学論文及び学術集会研究会発表時の症例報告を含む 患者プライバシー保護に関する指針

医療の実施に際して、患者のプライバシー保護は医療者が遵守すべき重要な責務である。従来、医学の学術論文や学術集会・研究会等における各種症例報告等は、医学・医療の進歩に多大の貢献を果たしてきた。しかし、こうした報告には特定の患者の疾患や治療内容に関する情報が記載されることが多い。従って、このような学術論文や学術集会・研究会等の発表においても、患者のプライバシー保護には特に留意し、患者が特定されないよう、十分な配慮をすべきである。

天草郡市医師会では下記の如く、症例報告を含む医学論文や学術集会・研究会における学術発表時の患者プライバシー保護に関する指針を下記のとおり策定した。

1. 患者固有の関連

- (1) 患者個人の特定が可能な氏名、入院番号、イニシャル、または「呼び名」等愛称は記載しない。
- (2) 患者の顔が写るような写真を提示する場合は、本人の特定が出来ないように配慮する。(目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が判らないよう眼球のみの拡大写真とする。)
- (3) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関与する場合は区域限定とし、都道府県単位以上の広域は記載可とする。

2. 治療・記録関連

- (1) 日付の記載は、臨床経過を見る上で必要なケースがあるので、個人が特定されないと判断される場合は年月までは可とする。
- (2) 患者を特定できる可能性のある生検、手術摘出標本、剖検、画像情報などに含まれる番号等は削除する。
- (3) 他の情報と照合することにより患者が特定され得る場合、診療科名を記載しない。
- (4) 既に他の医療機関で診断・治療を受けている場合、その施設名、所在地を記載しない。ただし、救急医療などで搬送元の記載が不可欠の場合はこの限りでない。

3. その他関連

- (1) 上記のような配慮をしても、個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身（または遺族か代理人、小児の場合は保護者）から得、自施設の倫理委員会がある場合は、その承諾をも得ること。
- (2) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）による規定を遵守する。